

□■□■□■ トピックス解説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■  
ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックスの解説を行っていきます。  
第4回はILOの機構のひとつ、理事会（Governing Body）です。

◆◇理事会（Governing Body）◇◆

企業でいうと役員会に当たり、重要な政策指針を策定するILOの理事会は、政府・使用者・労働者側の三者で構成され、毎年春（3～4月）、6月のILO総会直後、秋（11月）の3回、ジュネーブのILO本部で開かれます。

理事会は政府側28、労使各側14計56名の正理事で構成されます。このほかに、議長の許可のもとで発言したり、正理事不在の場合、一定の条件で投票できる副理事が政府側28、労使各側19名います。これらの理事については、3年おきに総会で選挙が行われます。総会の政府側代表は政府側理事を、労働者側代表は労働者側理事、使用者側代表は使用者側理事をそれぞれ秘密投票で選びます。ただし、政府側理事については、10名は主要産業国（現在、日本、ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、ロシア、英国、米国）から選挙なしに任命され、残りが選挙で選ばれます。

理事の数は、創立当初の1919年には24人でしたが次第に増員され、1986年には112に倍增する憲章改正が行われましたが、改正文書はまだ発効していません。改正文書では、地理的、経済的、社会的利益を考慮した代表制を有する構成を取るようにと定められ、主要産業国の常任理事制度は廃止されています。憲章の改正が発効するまでの暫定措置として、1996年の選挙から政府側理事については正副合わせ、改正文書に沿った地域配分が行われています。議席は、アフリカ13、アメリカ12、アジアとヨーロッパが交互に15と14、残りの2議席が順番で各地域に配分されるようになっています。

日本は第2次世界大戦前もそうでしたが（1940年から1951年までILOを脱退）、再加盟後まもなくの1954年から常任理事国となっているのに加え、1979年から労使揃って正理事に選出されています。今年の総会で行われた2002～2005年の理事選挙では、伊藤祐禎連合顧問と鈴木俊男日経連国際協力センター専務理事が再選を果たしています。

理事会は、総会の開催期間・場所・議題の決定、地域会議等ILO主要会議の開催事項の決定、主要会議報告書の採択、総会に採択を求めて提出される予算・事業計画案の決定、事務局長の選出、国連諸機関との関係についての討議など、幅広い政策決定を行い、事務局の活動指針を定めています。

実際の運営においては、審議事項の多くが、付属委員会で実質的に討議され、その審議結果が全体会議に報告され、決定されます。現在、次の6つの委員会があります。

◇結社の自由委員会：結社の自由に関する申立を審議する委員会。理事会外部から任命される委員長と政労使各3名ずつの正委員と副委員から構成されています。理事会の審議は原則公開ですが、この委員会は非公開で、審議には各委員とも個人の資格で参加し、自国の案件が扱われる場合には審議に参加しないこととなっています。

◇計画財政管理委員会：予算などの財政事項、一般管理事項、人事事項を担当する委員会。加盟国の負担する分担金の割当率については、この委員会の政府側委員だけで非公開の話し合いを行います。下部機関として、本部や各地のILO事務所の建物に関わる問題を扱う建物小委員会が設けられています。

◇法務・国際労働基準委員会：総会、理事会、地域会議、部門別会合等の議事規則、加盟国による条約・勧告に関する報告書の様式、一般報告を求める未批准条約・勧告等、基準設定に関わる作業と手続き、人権保護や基準設定活動に関する国際法律文書その他法務関係事項、ILOがほかの国際機関と締結する法的合意文書を扱う委員会。下部機関として、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」のフォローアップ、三者宣言解釈要請、多国籍企業関連活動のモニタリング等を担当する多国籍企業小委員会があります。また、今年3月まで7年間にわたり、基準改正方針作業部会が置かれ、1985年より前に採択された全条約・勧告について改正・撤回の必要性

等を吟味しました。

◇雇用・社会政策委員会：雇用、訓練、企業開発、協同組合、労使関係、労働行政、労働条件、作業環境、社会保障、雇用における男女平等促進などの分野におけるILOの政策と活動を検討する委員会。

◇技術協力委員会：ILOの技術協力計画の見直し、特定プロジェクトの評価、技術協力活動上の優先事項の提案等、技術協力問題全般を担当する委員会。

◇部門別会合・技術会議・関連問題委員会：部門別会合、専門家会議等の技術会議の議題・構成といった開催準備作業、フォローアップ、ILOの部門別活動計画の見直し、関連政策事項を担当する委員会。

このほかに、グローバル化の社会的側面に関する作業部会が1994年から設置され、審議が続いています。また、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言のフォローアップ活動として基本条約未批准国より出される報告も理事会で審議しています。理事会の活動報告は、毎年総会に提出されています。

理事会の役員は、議長と副議長2名で構成され、政労使がこれを分担します。役員の任期は1年で、6月のILO総会直後に開催される理事会で選出されます。現在は議長を英国の労働者側理事、副議長を韓国の政府側理事とアルゼンチンの使用者側理事が務めています。